

第2節 預金保険に関する制度改革

I 預金保険法等の改正

1. 経緯

預金保険制度については、「安心して活力ある金融システムの構築」を実現するためのテーマの一つとして、金融審議会第二部会及び預金保険制度に関するワーキング・グループを中心に、預金等全額保護の特例措置が終了して、預金等の一部カットがありうる体制に移行することを前提に、いわば平時における恒久的な預金保険制度等のあり方について議論が行われた。

議論の過程では、①平成11年7月6日に「預金保険制度に関する論点・意見の中間的な整理」が第二部会名で公表され、その後、金融界、産業界、労働団体、消費者団体等から「中間的な整理」に関する意見のヒアリングが行われたほか、②同年10月19日に「特例措置終了後の預金保険制度等に関する基本的な考え方」が同じく第二部会名で公表され、その「基本的考え方」に対して各界各層からの意見を広く求める等、精力的な検討が行われ、③同年12月21日に「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」と題する金融審議会の答申がとりまとめられた。

金融審議会の答申においては、特例措置終了後は、市場規律を有効に機能させて問題のある金融機関の早期発見・早期是正を基本とした上で、金融機関の破綻に伴う預金者等の損失及び預金保険の負担を最小限に止めるため、回復の見込みがなくなった金融機関は早期に処理していくべきであり、基本的に「小さな預金保険制度」を目指すべきとの考え方を示し、①事前準備、②資金援助が可能となる場合の拡大、③営業譲渡手続の迅速化・簡素化、等の一般資金援助を伴う営業譲渡等の迅速化のための手当てに言及するとともに、危機的な事態が予想される場合の対応のほか、付保対象や預金保険の対象金融機関の考え方等について様々な提言がなされており、これにより、預金等全額保護の特例措置終了後に整備すべき恒久的な制度のあり方が明らかになった。

他方、預金等全額保護の特例措置の終了時期について、平成11年12月29日、与党三党の政策責任者の間で、我が国の経済を確実な安定軌道にのせるためには、一部の中小金融機関について、経営の一層の実態把握を図り、その改善を確実なものとする等により、より強固な金融システムの構築を図る必要があるとの観点から、預金等全額保護の特例措置の終了時期を1年延長することが適当である旨の合意がなされた。

2. 概要等

上記の金融審議会の答申及び与党間の合意等を踏まえ、我が国の金融の機能の一層の安定化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、金融機関の破綻処理のための恒久的な制度を整備するとともに、預金等全額保護のための交付国債の増額及び預金等全額保護の特例措置の一年延長等を行うことに加え、当該特例措置

の終了に向けての環境整備の一環として協同組織金融機関の基盤の強化のための措置を盛り込んだ「預金保険法等の一部を改正する法律(平成12年法律第93号)」が、平成12年5月24日に可決・成立し、平成13年4月1日(一部平成12年6月30日)から施行されることとなった。(資料3-2-1参照)

II 預金保険法施行令等及び預金保険法施行規則等の改正

1. 趣旨

上記「預金保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の政令及び規則の改正を行った(平成13年4月1日施行)。

2. 概要

(1) 預金保険の対象となる金融債

債券の権利者を確知できるものは、債券の発行時において当該債券の応募者と発行者の間で、当該債券を購入と同時に発行者に預入し、償還等の場合を除き当該債権の払出しを請求することができない旨を含む保護預り契約がされているものとした。

(2) 一般勘定における借入金の限度額

預金保険機構(以下「機構」という。)の一般勘定における借入金及び預金保険機構債券の発行残高の限度額を6兆円とすることとした。

(3) 保険料の額の計算上除かれる預金等

保険料の額の計算上除かれる預金等から、公金預金・特殊法人預金を除き、金融債のうち募集債及び債券の交付されたものを加えることとした。

(4) 仮払金の限度額等

仮払金の限度額を60万円とするほか、仮払金の支払対象となる預金等は、普通預金に係る債権のうち元本とすることとした。

(5) 保険金の対象となる利息等の範囲

保険金の対象となる利息等の範囲は以下のとおりとし、その額は預金等の預入等の日から保険事故が発生した日までの期間に対応する金額とすることとした。

- ① 預金契約に係る利息
- ② 定期積金契約に係る給付補てん金
- ③ 掛金契約に係る給付補てん金
- ④ 金銭信託(信託業法第9条の規定により利益を補足する契約がされたものに限る。)に係る収益の分配
- ⑤ ④以外の金銭信託(貸付信託を含む。)に係る収益の分配のうち、預金者

等に分配されることが確実なもの（収益の分配を行うまでの間、当該信託契約に係る信託財産の運用により生じた収益について、当該収益を元本とする元本補てんの契約をした金銭信託により運用しているもの）

- ⑥ 金融債（割引金融債を除く。）に係る利息
- ⑦ 割引金融債の額面金額から払込金の額を控除した金額に相当するもの

（6）預金者データの項目等

金融機関が整備すべき預金者データの項目として、預金者の生年月日（設立年月日）、顧客番号、口座番号、預金種目等を定めるとともに、金融機関は機構が示す様式によって当該データを機構に提出することとした。

（7）財務内容の健全性の確保等のための方策

優先株式等の引受け等に係る資金援助の申込みに際し提出する計画に定めるべき財務内容の健全性確保等のための方策は、以下のとおりとすることとした。

- ① 経営の合理化等のための方策
- ② 優先株式等の引受け等に係る優先株式等及び借入金につき利益をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策
- ③ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（8）預金等債権の買取りの対象から除かれる預金等

預金等債権の買取りの対象から除かれる預金等から外貨預金を除くこととした。

（9）経営の健全化のための計画

金融危機における株式等の引受け等に係る申込みに際し提出する経営の健全化のための計画に定めるべき方策は、以下のとおりとすることとした。

- ① 経営の合理化等のための方策
- ② 責任ある経営体制の確立のための方策
- ③ 配当等により利益が流出しないための方策
- ④ 株式等の引受け等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策
- ⑤ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（10）負担金の額の計算上除かれる負債

金融危機への対応の際に、金融機関が事後的に負担する負担金の算出の基準となる負債から除かれる負債は、以下のとおりとすることとした。

- ① 商法の規定に基づき計上された引当金
- ② 金融先物取引責任準備金
- ③ 証券取引責任準備金
- ④ 繰延税金負債

⑤ 再評価に係る繰延税金負債

(11) 危機対応業務に係る借入金の限度額

機構の危機対応業務勘定における借入金及び預金保険機構債券の発行残高の限度額を15兆円とすることとした。

(12) 金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限

金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限は、機構の設立認可の権限及び金融危機対応会議の議を経て行われる金融危機対応のための例外的措置を講ずる旨の認定及び当該認定の取消しに係る権限（これらに係る一連の手続を含む）とすることとした。

(13) 特定預金

平成14年4月1日から平成15年3月31日までに発生した保険事故（特別資金援助等を行う旨の決定があった保険事故を除く。）に係る保険金の額の特例として全額保護の対象となる特定預金は、当座預金、普通預金及び別段預金とすることとした。

Ⅲ 預金保険制度に関する広報活動

平成14年4月の預金等全額保護の特例措置の終了（いわゆるペイオフ解禁）に向け、新しい預金保険制度に係る誤解等による無用の混乱を来さないよう、改めて同制度の周知徹底を図るための広報活動を実施していくこととし、まず、預金保険制度の主要な仕組みを盛り込んだパンフレット（3万部）及び制度の最も基本的かつ多くの質問が寄せられる事項に絞ったリーフレット（2種類、各100万部）を作成し、財務局等を通じて配付したほか、パンフレットについては、ホームページにも掲載した。（資料3-2-2参照）